

計画作成年度	令和5年度
計画変更年度	令和6年度
計画主体	南部町

南部町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 南部町役場 産業課
所在地 鳥取県西伯郡南部町天萬 558 番地
電話番号 0859-64-3783
FAX番号 0859-64-2183
メールアドレス sangyou@town.tottori-nanbu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」という。）、ヌートリア、ニホンジカ（以下「シカ」という。）、ニホンザル（以下「サル」と言う。）、アライグマ、ハクビシン、ツキノワグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	南部町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	水稻	110	1,207
カラス類	—	—	—
ヌートリア	—	—	—
シカ	—	—	—
サル	—	—	—
アライグマ	—	—	—
ハクビシン	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—

(2) 被害の傾向

○イノシシ

近年の捕獲数は平均して年間500頭前後となっているが、農作物被害は年々減少傾向にある。水稻被害が主であるが、近年は柿や大豆、そばなどにも被害を出している。

南部町全体では、猟友会に委託している有害鳥獣捕獲や侵入防止柵設置等の対策を行っているため、被害額は減少傾向にあるが、一部で既設の防止柵を飛び越えたり、強度が弱い箇所を見つけて侵入するケースがあり、被害の防止ができていないところがある。適正な維持管理ができていない事が原因と考えられるため、現地確認による状況把握が必要である。

【イノシシ被害の推移】

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
被害額(千円)	30	1,756	1,700	1,383	1,207
被害面積(a)	3	160	155	126	110

○ヌートリア

外来生物法に基づき防除実施計画を策定して捕獲体制を強化し捕獲が進んでおり、直近2ヶ年は被害が発生していない。

【ヌートリア被害の推移】

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
被害額(千円)	17	0	8	0	0
被害面積(a)	1	0	1	0	0

○カラス類

果樹(梨)の被害に対するカラス駆除を強化したところ、年度による増減はあるが、直近2ヶ年は被害が発生していない。

【カラス類被害の推移】

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
被害額(千円)	160	0	140	0	0
被害面積(a)	3	0	7	0	0

○シカ

令和4年度におけるシカ被害は確認されなかったが、年間数頭ずつ捕獲されており、今後被害額が上昇していく恐れがある。

○サル

近年サルによる被害は確認されていないが、継続的に目撃情報があり、今後被害が発生する可能性がある。

○アライグマ

平成20年度に会見地区において生息が確認されたが、令和4年12月31日現在、捕獲はない。しかし、生息が確認されているため今後被害発生する可能性がある。

○ハクビシン

近年ハクビシンによる被害は確認されていないが、まれに目撃情報があり、今後被害が発生する可能性がある。

○ツキノワグマ

農作物への被害は把握できていないが、毎年数件の目撃情報があり、住民への被害が発生しないか危惧している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ(水稲)	110a	88a
	1,207 千円	966 千円
カラス類(果樹、野菜等)	－ a	－ a
	－ 千円	－ 千円
ヌートリア（水稲、野菜等）	－ a	－ a
	－ 千円	－ 千円
シカ（水稲、果樹、野菜等）	－ a	－ a
	－ 千円	－ 千円
サル（水稲、果樹、野菜等）	－ a	－ a
	－ 千円	－ 千円
アライグマ（水稲、果樹、野菜等）	－ a	－ a
	－ 千円	－ 千円
ハクビシン（水稲、果樹、野菜等）	－ a	－ a
	－ 千円	－ 千円
ツキノワグマ（果樹、野菜等）	－ a	－ a
	－ 千円	－ 千円
合計	110a	88a
	1,207 千円	966 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>（捕獲体制） ○全鳥獣対象 被害農家が町に鳥獣捕獲依頼をし、町の捕獲許可を受けた町内の猟友会が捕獲活動を実施する。</p> <p>（捕獲機材の導入：捕獲檻） ○イノシシ 集落ごとに要望を取りまとめて、町がワイヤーメッシュ等を購入し、要望集落に導</p>	<p>（捕獲体制） ○イノシシ 里部への出没が多くなっており、被害拡大を防ぐため集団的な侵入防止柵の設置及び補強又は改良、捕獲檻の増設等の対策が必要となる。</p> <p>（捕獲機材の導入：捕獲檻） ○イノシシ 一部で侵入防止柵を乗り越えて被害が発生するケースが起きており、適切な維持管理がされている</p>

	<p>入。捕獲檻の管理者を各猟友会へ委託し捕獲活動を行う。捕獲檻の設置場所については、被害状況等を各猟友会と共有し、協議の上決定する。</p> <p>○ヌートリア 南部町鳥獣対策協議会で捕獲機材を購入し、捕獲許可を受けた狩猟免許所持者、防除実施計画に基づく捕獲従事者に貸与する。</p> <p>(講習会等の開催)</p> <p>○ヌートリア ヌートリアの捕獲等に係る講習会を実施し、捕獲従事者の増加と効率的な駆除を行う。</p> <p>(イノシシ解体処理施設) 平成23年度に施設を整備し、平成24年度から捕獲したイノシシを解体し、施設使用者である株式会社緑水園が牡丹鍋セットとして県及び町のふるさと寄附の贈答品として提供している。 更なる発展を目指すため、獣肉の利用促進を図っている。</p>	<p>か現地確認したうえで助言を行う。必要であれば、町単独の補助事業を利用して、柵の補強等も実施していく。</p> <p>○ヌートリア 捕獲に関する技術、知識等について捕獲従事者ごとに個人差があり、年間捕獲頭数が少ない捕獲従事者も多い。ヌートリアの通り道に捕獲檻を設置する等、効果的な捕獲方法について従事者に助言を行う。</p> <p>(イノシシ解体処理施設) イノシシ解体処理に関して解体処理従事者不足により食肉への処理量が減ったことで、ジビエとしての利用が近年減少しており、従事者の増員などの体制強化が必要となっている。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>(侵入防止柵の設置・管理) 2戸以上の農家団体も県と町から資材費の2/3補助を受けて侵入防止柵を整備し管理を行う。 加えて、単一農家による防止柵設置に対する町単独の1/3補助を活用し防止柵を整備。 一部の地区では集落単位で一体的に侵入防止柵の設置を実施している。</p>	<p>(侵入防止柵の設置・管理) 高齢化に伴い侵入防止柵の設置作業等において、集落ぐるみの体制が必要となっているため、要望等を聞き取り、必要な地区については集落ごとの一体的な設置を検討する。</p>

生息環境管理その他の取組		
--------------	--	--

(5) 今後の取組方針

○イノシシ

里部への出没が多くなっている傾向にあることから、里部での侵入防止対策を積極的に推進し、極力飛び地とならないよう集団的に取り組む。特に、これまで対策を講じていなかった地域で対策を推進する。

地域で集団取組を行う際に、被害調査を綿密に行い、効果的な侵入防止柵の設置ができるよう地域と協力しつつ、中期的な整備を行う。

捕獲した獣肉を有効に活用するため、猟友会員等に解体処理従事者への参加を依頼するなどして増員を図り、現在稼働している解体処理施設で解体された獣肉について、ジビエ料理として町民をはじめとする一般の方により多く味わっていただけるよう、緑水園を中心に各種イベントなどでイノシシ肉を使った料理の提供を行っていく。

○カラス類

猟友会による捕獲及び農家による追い払い及びテグスの設置等により、農作物に寄せ付けない対策を行う。

また、捕獲については、銃による定期的な捕獲の他、箱わなの導入も検討する。

○ヌートリア

年間を通じた捕獲を実施する。講習会を実施し、捕獲従事者の養成と共に、捕獲技術の向上を図る。

○シカ

被害が発生する前に捕獲活動への支援等を行うことで捕獲を強化して、個体数の増加を抑える。

○サル

農家による追い払いにより、農作物に寄せ付けない対策を行う。また、人身事故等の危険がある場合は、猟友会等による捕獲を検討する。

○アライグマ

今後生息が確認されれば、捕獲体制を強化していく。

○ハクビシン

今後生息数の増加や農作物被害が確認されれば、捕獲体制を強化していく。

○ツキノワグマ

関係機関と密に連絡調整しながら、人的被害が起こらないように、町民等への注意喚起を行っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○有害鳥獣捕獲のため、山林を中心とした出没地でのくくりワナ及び箱わなの設置・管理並びに捕獲された個体の処分を各猟友会へ委託する。

【猟友会会員構成状況】

西伯猟友会 従事者合計 51人
銃猟従事者 19人
わな猟従事者 49人（うち銃猟兼務 17人）

会見猟友会 従事者合計 29人
銃猟従事者 10人
わな猟従事者 27人（うち銃猟兼務 8人）

○また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外来種防除実施計画を策定し、農家等の地域住民が参加した特定外来生物の捕獲体制を整備している。

【捕獲従事者の登録状況】 226人（令和5年3月31日現在）

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5年度	イノシシ	・箱わなの整備
	ヌートリア アライグマ	・箱わなの整備 ・外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保
	カラス類	・出没状況及び被害状況の把握
	シカ	・出没状況及び被害状況の把握 ・箱わなの整備
	サル	・出没状況及び被害状況の把握

	ハクビシン	・ 出没状況及び被害状況の把握
令和 6年度	イノシシ	・ 箱わなの整備
	ヌートリア アライグマ	・ 箱わなの整備 ・ 外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保
	カラス類	・ 出没状況及び被害状況の把握
	シカ	・ 出没状況及び被害状況の把握 ・ 箱わなの整備
	サル	・ 出没状況及び被害状況の把握
	ハクビシン	・ 出没状況及び被害状況の把握
令和 7年度	イノシシ	・ 箱わなの整備
	ヌートリア アライグマ	・ 箱わなの整備 ・ 外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保
	カラス類	・ 出没状況及び被害状況の把握
	シカ	・ 出没状況及び被害状況の把握 ・ 箱わなの整備
	サル	・ 出没状況及び被害状況の把握
	ハクビシン	・ 出没状況及び被害状況の把握

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
○ イノシシ					
過去の実績から年間700頭を計画数とする。特に、中山間地での水稻被害が主なので、被害の情報を集め効果的な捕獲体制を整備する。					
年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
捕獲実績	349	467	548	499	452
○ヌートリア					
過去の実績から年間150～170頭を計画数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。					
年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
捕獲実績	108	98	75	61	65
○カラス類					
過去の実績から年間100羽を計画数とする。					
年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
捕獲実績	0	74	97	133	63
○シカ					
町内及び隣接町で目撃が増加しつつあり、生息数が少ない段階で個体数の増加を阻止するため、捕獲目標は年間15頭とする。					

○アライグマ及びハクビシン

町内での目撃情報や近隣市町での捕獲実績があることから、生息状況を把握した上で、必要に応じて捕獲計画を策定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	700頭	700頭	700頭
ヌートリア	150頭	170頭	170頭
カラス	100羽	100羽	100羽
シカ	15頭	15頭	15頭

捕獲等の取組内容

(南部町全体)

○イノシシ

- ・捕獲手段：くくりわな、箱わなを基本とする。
- ・実施予定時期：通年

○ヌートリア・アライグマ

- ・捕獲手段：箱わなを基本とする。
- ・実施予定時期：通年

○カラス類

- ・捕獲手段：銃による定期的な捕獲と箱わなによる捕獲を基本とする。
- ・実施予定時期：7月～11月

○シカ

- ・捕獲手段：くくりわな、箱わなを基本とする。
- ・実施予定時期：2月26日～11月3日

○サル

・農作物被害は確認されていないが、目撃情報が頻繁にあるため、防災無線で住民へ注意喚起をし、花火等での追払いを行う。

○ツキノワグマ

・イノシシやシカのわなで錯誤捕獲がないように従事者等に注意喚起するとともに、件数は少ないが町内の山間部で目撃が確認されているので、今後も情報収集に努めるほか、防災無線で住民への注意喚起を呼びかける。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ 1,000m	ワイヤーメッシュ 1,000m	ワイヤーメッシュ 1,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	町単独事業により腐食等で取替えが必要なワイヤーメッシュ等に助成する	町単独事業により腐食等で取替えが必要なワイヤーメッシュ等に助成する	町単独事業により腐食等で取替えが必要なワイヤーメッシュ等に助成する

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

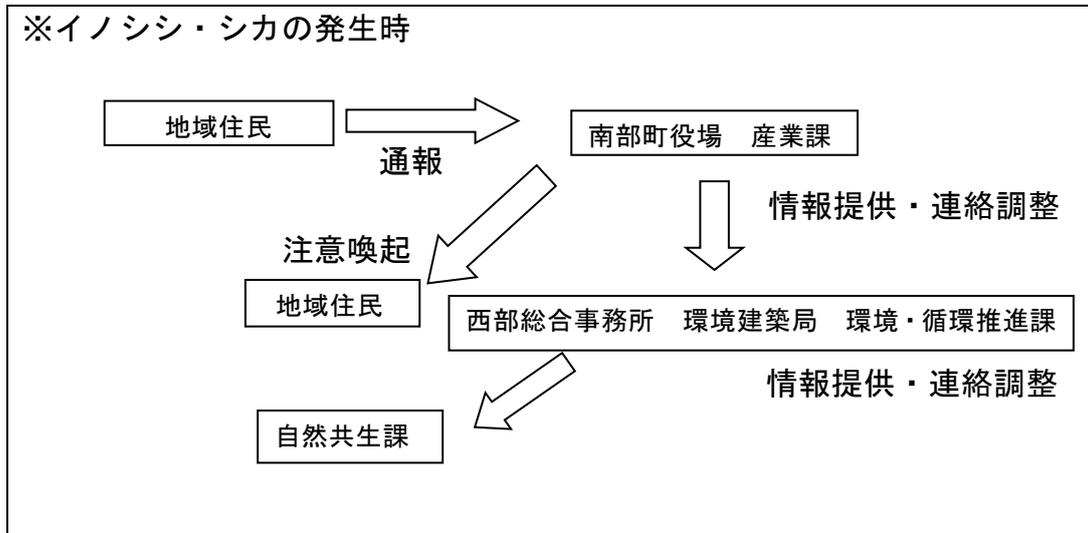
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ	・農作物残さの除去 ・解体処理施設の有効活用
	カラス類	・農作物残さの除去 ・テグス等の設置
	サル	・農作物残さの除去 ・花火等による追払い
令和6年度	イノシシ	・農作物残さの除去 ・解体処理施設の有効活用
	カラス類	・農作物残さの除去 ・テグス等の設置
	サル	・農作物残さの除去 ・花火等による追払い
令和7年度	イノシシ	・農作物残さの除去 ・解体処理施設の有効活用
	カラス類	・農作物残さの除去 ・テグス等の設置
	サル	・農作物残さの除去 ・花火等による追払い

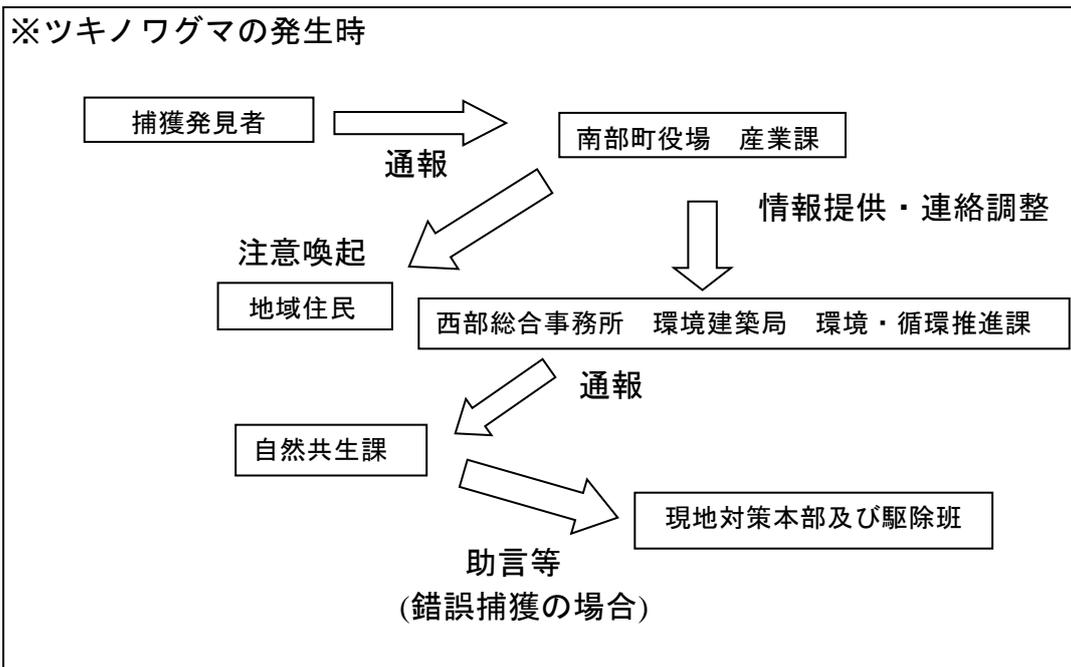
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南部町	関係機関等との連絡・調整・情報提供、 周辺住民への注意喚起
西部総合事務所 環境建築局	関係機関等との連絡・調整・情報提供
自然共生課	関係機関等との連絡・調整・情報提供 ツキノワグマ錯誤捕獲時の対応に係る現地 対策本部及び駆除班への助言等
会見猟友会	関係者・周辺住民の護衛
西伯猟友会	関係者・周辺住民の護衛

(2) 緊急時の連絡体制





7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 捕獲した現場で埋設処理
- ・ イノシシ解体処理施設で解体し、緑水園でジビエ料理として提供する
- ・ 大山ジビエ工房に持ち帰っていただき、解体処理のうえ飲食店へ販売する

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<p>南部町では、捕獲イノシシをジビエ利用するため、町内施設では緑水園、町外施設では大山ジビエ工房へ獣肉を搬入している。</p> <p>緑水園については、解体技術を持つ猟友会員に解体を依頼し、南部町イノシシ解体処理施設で解体した肉を緑水園が買い取って、ふるさと寄附の贈答品やジビエ関連イベント等に提供していく。年間処理頭数目標を60頭としているので、解体処理した肉を緑水園以外にも新たな販路を開拓していく。</p> <p>大山ジビエ工房については、職員の方が捕獲イノシシを南部町の捕獲現場まで引き取りにこられ、施設に持ち帰って解体処理したうえで、飲食店などへ販売している。</p>
ペットフード	

皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

<p>イノシシ解体処理施設での解体処理従事者が不足しており、増員による体制強化を図るべく猟友会員を中心に解体処理従事への協力を依頼する。</p>
--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南部町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
南部町産業課	○南部町の ・被害防除に関すること ・捕獲対策に関すること ○協議会の運営に関すること
南部町農業委員会	○南部町の農地に関すること
鳥取西部農業協同組合	○南部町の ・被害防除に関すること ・捕獲対策に関すること
あいみ果実部	○果樹被害に関すること
鳥取県農業共済組合西部支所	○南部町の鳥獣による農業被害に関すること
会見猟友会	○会見地域を中心とした ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の研修等に関すること
西伯猟友会	○西伯地域を中心とした ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること

	・ 捕獲技術の研修等に関すること
会見地域の代表 (農事実行組合)	○ 会見地域の事業実施に関すること
西伯地域の代表 (農事実行組合)	○ 西伯地域の事業実施に関すること
鳥取県西部総合事務所農林局 環境建築局 西部農業改良普及所	○ 全体計画の助言に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県自然共生課 鳥取県鳥獣対策センター	○ 全体計画の支援に関すること
鳥取県西部総合事務所 農林局農商工連携チーム	○ ジビエ振興に関すること

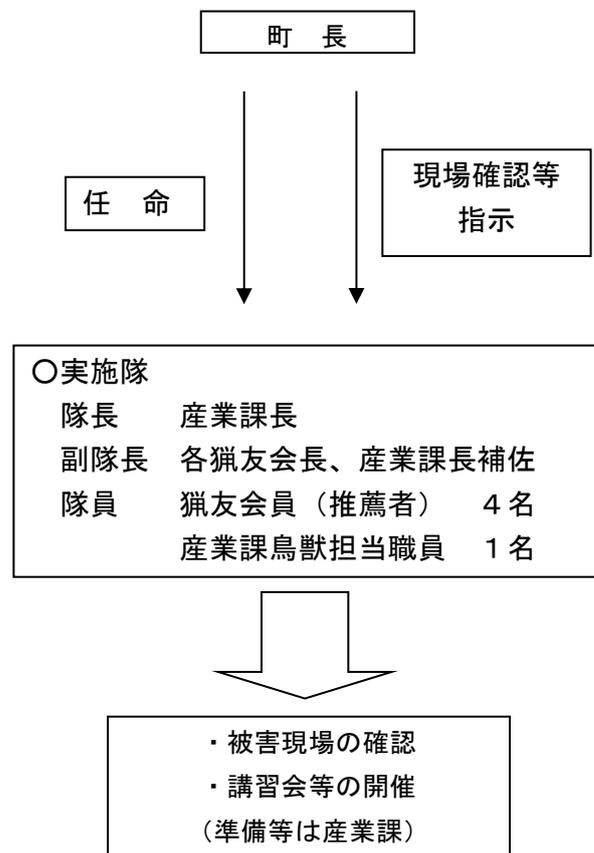
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害が広範囲で発生しており、迅速な対応が迫られるため、当町で鳥獣被害対策実施隊を設置。

実施隊の構成・体制図は、以下の通りである。

- ・ 隊長 1名（産業課長）
- ・ 副隊長 3名（各猟友会長2名、産業課長補佐1名）
- ・ 隊員 5名（猟友会から推薦された方から4名、担当職員1名）

（令和5年3月31日時点）



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲技術向上研修会を開催し、地域で捕獲に従事できる狩猟者を養成し、捕獲体制の充実を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県内の野生イノシシに豚熱が発生したことから、感染拡大を防止するため野生イノシシの捕獲を強化する。また、捕獲従事者には車両や靴の消毒等対策の徹底について依頼する。（殺処分した野生イノシシについては、PCR検査の結果が出るまでは、野生生物との接触がないように充分注意する。）